

佐賀市社会教育助成事業補助金について

資料② 平成26年2月20日
第4回社会教育委員会議

○審議会等への諮問(社会教育法第13条)

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定められるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

○平成26年度佐賀市社会教育関係団体への補助金(予定)

	団体名	補助事業等の目的及び内容	事業内容(主要事業)	H26補助金 予定額	H25補助金 交付概算額	平成24年度実績			
						会員数	補助対象経費	H24補助額	補助金の割合
社会 教育 課	佐賀市地域婦人連絡協議会	子育て支援や青少年健全育成、高齢者福祉等を地域で支えるための研修や実践を通して、明るい地域づくりに寄与する。	○グランドゴルフ ○刑務所訪問 ○交通安全マスコットづくり ○会員研修	713,000	713,000	6校区1,231人	851,249	735,700	86%
	佐賀市PTA協議会	市内PTA会員の連携による研修会等で、団体の質的向上を図り、児童生徒の育成および、その環境の浄化等を目指す。	○会員・役員研修会 ○市小中学校一斉活動 ○諸団体関連行事 ○県PTA研究大会	291,000	291,000	52単P 14,441世帯	5,890,671	300,000	5%
	佐賀市私立幼稚園PTA連合会	佐賀市立幼稚園教育の振興をはかり、幼児の幸福の増進に寄与し、助長する。会員研修・会員親睦・幼児とのふれあい	○幼稚園フェスタ ○会員研修会	36,000	36,000	3,618人	1,680,242	36,000	2%
	佐野常民顕彰会	佐野常民の偉大なる偉業を顕彰し、崇高な博愛精神を蘇らせ、その普及と高揚を図ることを目的とする。	○第6回博愛書道作品展	186,000	186,000	4,348人 一般会員 4,259人 賛助会員 89人	2,989,077	192,000	6%
青 少 年 課	佐賀市子ども会連絡協議会	子ども会(子ども会等地域少年団体を含む)の指導者ならびに、その育成団体相互連絡提携を図り、子ども会活動の進行発展に寄与する。	○球技大会 ○米の国まつり 子どもみこし ○ジュニアリーダー研修会 ○グラウンドゴルフ大会	1,400,000	1,400,000	17,733人	2,028,921	1,444,000	71%
	佐賀市青少年健全育成連合会	各校区・地区の組織との連携と助成を図るとともに総合的対策を樹立して青少年の健全育成に寄与する。	○市民総ぐるみ街頭活動(年2回) ○市少年の主張大会 ○標語募集 ○青少年健全育成推進大会	1,614,000	1,614,000	(延べ活動者数) 11,144人	1,847,389	1,664,000	90%
	佐賀子ども劇場	優れた芸術を鑑賞し、子どもの文化の創造、発展に努力する。それを通して友情と自主性、創造性を育み健全な成長を図る。	○(高学年、低学年、乳幼児)例会 ○子ども夜市 ○高学年キャンプ ○子育てサークルわくわくらんど	129,000	129,000	月平均423.5人	8,369,734	133,000	2%
	佐賀市スカウト運動推進連絡会議	佐賀市内におけるボーイスカウト団及びガールスカウト団の相互連携を密にし、スカウト運動の振興、青少年の健全育成を図る。	○スカウト奉仕の日 ○ダメ、ゼツタイ(麻薬覚せい剤撲滅運動県民)運動への参加 ○ライトファンタジーオープニングパレードへの参加 ○スプリングフェスタへの参加	89,000	89,000	117人	216,178	92,000	43%

<参考>

社会教育関係団体の定義(社会教育法第10条)

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

社会教育の定義(社会教育法第2条)

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

<背景>

社会教育法がつくられた戦後当初は、憲法の規定により社会教育関係団体の補助金は出されていなかった。昭和34年に社会教育法の改正が行われ、「社会教育関係団体の補助の補助金禁止規定」については削除され、社会教育団体へ補助金を出すことが認められた。これは、補助金の全面的支出禁止がかえって社会教育の振興を阻害する恐れがあるとして、地方公共団体がサポートしてもよいのではないかという考えから、禁止規定が外された。しかし、補助金の配分と使途に慎重を期すために、地方公共団体においては、社会教育委員の会議の議論を経なければならないことになっている。